

平成15年1月29日

申立人 大阪教育合同労働組合

申立人 全国労働組合連絡協議会大阪府協議会

被申立人 学校法人関西大学

## 最 終 陳 述 書

大阪府地方労働委員会 御中

被申立人代理人

弁護士 俵 正 市

弁護士 重 宗次郎

被申立人は、申立人の本件各救済申立がいずれも理由のないものであることを、  
以下に陳述する。

被申立人には、不当労働行為意思は全くないのであるから、本件各救済申立には  
何ら理由がないものといわなければならないのである。

1 本件各救済申立内容を要約すると、

申立人組合人ディヴィッド・アグニューの解雇通知撤回、雇用契約継続の件

申立人組合員ループ・レッドフィールドの授業コマ数の同等取扱いの件

申立人組合の団体交渉申入への応諾の件

就業規則等制度届出時の申立人組合の意見聴取の件

雇用保険加入に関する従前見解変更の場合の団体交渉開催の件

の団体交渉結果の一定結論が出るまでの雇用保険加入の組合員への働きかけ禁止の件

の6項目のようである。

2 しかしながら、上記6項目いずれも、不当労働行為意思とは何ら関係のないものである。

(1) 上記 項目について

同救済内容では「アグニューへの『解雇通知』を撤回し、2002年度に雇用契約を継続せよ。」となっているが、被申立人がアグニューに対して「解雇」通知を行った事実は一切ない点留意されるべきである。

現在までの経緯についてみると、被申立人はアグニューとの間に平成11年4月1日付関西大学特任外国語講師雇用契約書(以下「雇用契約書」という)を締結し、雇用契約書第3条(職務)に定める職務に従事してもらった。雇用契約締結にあたっては、「関西大学特任外国語講師公募要項」に基づき、雇用契約の内容等について詳細かつ具体的な説明を行い、アグニューの納得と合意を得た上で適正に雇用契約が締結されたことはいうまでもない。以後、雇用契約書第2条(雇用期間)の定めに従って、平成12年4月1日付及び平成13年4月1日付の2回雇用契約を更新したが、契約更新時においても、雇用契約締結時と同様に契約内容等についての詳細な説明を行った。

なお、申立人は、上記第1号事件救済申立書3,(3), において、「2001年3月、被申立人は特任講師の契約更新回数制限が教育合同との間で継続交渉事項となっているにもかかわらず、アグニューに対して2001年度雇用契約書第2条にわざわざ『契約の更新は行わない』旨を明記して示し、署名することを要請した。」云々の主張をしているが、そのような事実はな

い。

即ち、被申立人において、アグニューのみならず特任外国語講師雇用契約の相手方である特任外国語講師の合意を得ずして、今回殊更にこのような文言を追加したものではない。第1回(初年度)雇用契約締結時の雇用契約書には第2条に「更新は2回を限度とする。」旨を明記しており、雇用契約期間は最長でも3年間であることは文言上も当初から明らかになっている。今回、雇用期間の満了に至る4名の特任外国語講師(アグニューを含む)の契約更新にあたって「契約は更新しない」旨の文言を追加したのは、契約条件の明確化を図るよう労働基準行政の指導が行われており、その指導を忠実に遵守したものにすぎない。このような客観的事実からしても、被申立人が特任外国語講師の合意を得ずして、何ら契約内容の変更を行ったものでないことは明らかである。

このように法的にも適正かつ有効に締結された契約関係に、徒に組合との交渉事項を介在させて不当な救済請求を行うことは、契約当事者間の意思の合致を基本とする契約関係の混乱と不信を招くものであり、被申立人として断固として認めるわけにはいかない。

以上の経緯から明らかのように、本件については、被申立人とアグニューの間で締結し有効に成立した雇用契約に基づき、平成14年3月31日をもって、被申立人とアグニューとの間の契約期間は満了するものである。申立人において、特任講師規程及び雇用契約に定める諸条項についての規程解釈を意図的に歪曲し事実誤認をさせようとする本救済請求は、到底容認できないのである。

因みに、「差別(国籍差別)」であるが、「関西大学特任外国語講師公募要項」および「関西大学特任外国語講師雇用契約書」において、この雇用契約は1年契約であり、その更新を2回を限度とすることは明記されている。被雇用者はこのことを承知した上で雇用契約をしており、解雇とは異なる雇止めには過ぎない。又、特定の外国人において国籍差別を行っている事実は一切ない。

又、「組合との確認を反故にし、組合の存在を無視し」たのではなく、交渉事項であることを理由に組合員が申出ている雇用契約更新を凍結することも不相当であると判断したため、組合員と自由な意思でもって雇用契約を更新したものと理解していたものである。

更に、アグニューが契約の内容を十分理解の上で契約を結んでいることについては、第2回団体交渉(平成13年7月7日開催)の席上においても、山下執行委員の通訳により、アグニュー本人に直接確認している点留意されたい。

(2) 上記 項目について

授業コマ数については、レッドフィールドに対する2002年度授業担任依頼は、3コマを依頼していたものであるが、例年のとおり担任辞退による空きコマが出たので、1コマ増の合計4コマを依頼したものである。

なお、このことにつき、レッドフィールドに対して昨年11月末に、「現在は空きコマはないが、空きが出たら優先的にお願いすることにするので、連絡があるまで待ってほしい。」旨連絡済みである。

因みに、平成14年度非常勤講師担当授業コマ数決定の経緯については、以下のとおりである。

ア. 英語については、千里山キャンパス3コマ、高槻キャンパス4コマを上限とし、千里山キャンパスにおいては、時間割編成上の都合により4コマ目をお願いすることがある旨の取り決めを英語部会で行い、平成12年11月22日の外国語教育研究機構教授会で了承された。

イ. 平成13年9月4日付で非常勤講師宛に平成14年度外国語科目出講希望アンケートを送付しているほか、上記取り決めについても非常勤講師に周知済みである。

ウ. 平成13年9月19日に平成14年度外国語科目クラス策定(案)が外国語教育研究機構教授会で了承される。

エ. 平成13年10月上・中旬に、出講希望アンケートの回答に基づき、

教務委員が各講師の担当クラスの割振りを行った。

オ. 平成13年10月24日,平成14年度外国語科目担任者についても外国語教育研究機構教授会で了承される。

カ. 平成13年11月9日,平成14年度外国語科目担任者について,全学共通教育推進機構委員会では了承される。翌11月10日付で平成14年度外国語科目授業担任依頼書を非常勤講師宛に送付する。

キ. レッドフィールド氏から抗議文書が送付される。

ク. 「空き」ができ次第優先的に4コマ目を依頼したい旨回答する。

ケ. 平成14年2月,レッドフィールド氏に4コマ目を依頼し,了承を得る。

担当学部については,高槻キャンパス総合情報学部を除いて,専任教員,非常勤講師を問わず指定できないことを原則としている。

これは,千里山キャンパスでは6学部並びに第2部の外国語科目の時間を固定しており,各学部の必要コマ数や教育課程の特性に応える必要等,種々制約の元に,科目内容と同一の曜日・時限における確保可能な教員数,その専門分野との適合性等を総合的に勘案し,被申立人として最良の教育効果が期待できる配置を行うために必要な措置であり,このことは十二分に理解されているところである。

従って,レッドフィールドだけを例外としてその要望に応えるわけにはいかなかったのである。

なお,2001年度のレッドフィールドの担当学部を月曜1時限社会学部(英語),月曜2時限工学部(英語),月曜3時限及び月曜4時限工学部(英語)から2002年度月曜1・2時限工学部(英語),同3時限工学部(英語)と全コマ工学部に集中させたのは,社会学部と工学部は徒歩約5分ほど離れているため,工学部で連続担当してもらうのが合理的であること,同時間帯に社会学部の英語を担当する講師も社会学部での連続担当が合理的であること,同学部で同一科目(英語)を連続担当すれば,定期試験問題の作成が1つで済み,担任者の負担軽減になること,その

他等の理由により総合的に判断したものである。

(3) 上記 項目について

団体交渉については、平成12年12月21日、平成13年7月7日及び平成13年9月26日の計3回、誠意をもって対応してきている。平成13年9月26日の団体交渉の席で申立人教育合同から一方的に「これ以上の進展は難しいと判断せざるを得ないので、ところを変えて要求実現を図っていきたい。大学側がスタンスを変えられるのであれば、いつでも話し合いの場に戻ってくる。私達に残された時間は少ないので、精一杯闘わせていただきたい。」として打切られたものであり、被申立人において打切ったものではない点留意されるべきである。又、現在まで新たな団体交渉申入れはない。

(4) 上記 項目について

申立人が主張しているのは、具体的には、関西大学非常勤講師雇用規程の制定に関してと解されるが、これについては、平成12年12月21日、平成13年7月7日及び平成13年9月26日の団体交渉の席で申立人教育合同に対して同規程を制定し契約書を交わして雇用条件を明示する旨事前通知している点留意されるべきである。

また、被申立人の特殊性から3職種別に労働組合があり、これまで規程の制定及び改正については所轄である茨木労働基準監督署に3組合の意見書を附して提出し受理されてきていることを申立人教育合同には説明した。今回もこの手続きに沿って規程の制定手続きを行い、同申立人に対して同事前通知をしたものであり、同申立人において、これに対する意思表示もなしてきたものである。

尚、大阪労働局及び茨木労働基準監督署との対応については、以下のとおりである。

2001.10.29 淀川公共職業安定所から、松川保雇用保険適用課長、柴山好史適用係長の2名が来学

[五藤人事課長,中田課長補佐が対応]

10.19にEWAの山下氏他2名が訪れ,関大特任外国語講師の雇用保険加入問題に係る5項目につき確認を求められた。

同 関西大学非常勤講師雇用規程を茨木労働基準監督署に届出・受理される。

[中田課長補佐が届出]

2001.11.21 大阪労働局職業安定部雇用保険課・淀川公共職業安定所が来学

[相手側]

大阪労働局職業安定部雇用保険課 宇原雇用保険第一係長

大阪労働局職業安定部雇用保険課 加藤得喪班長

淀川公共職業安定所 松川雇用保険適用課長

淀川公共職業安定所 柴山雇用適用課長

[本学側]

池内総務局長,五藤人事課長,中田課長補佐,平野課長補佐

10.29の淀川公共職業安定所からの訪問調査にを踏まえ,次のような内容につき質疑応答があった。

私学における雇用保険の適用問題に係る過去の経緯,現状等

EWAとのこれまでの交渉等の経緯

本学の特任外国語講師・非常勤講師の雇用の現状と雇用条件等

2001.12.5 大阪教育合同労働組合が茨木労働基準監督署を訪問(大阪教育合同労働組合(以下「EWA」という。)ホームページより)

・関西大学非常勤講師雇用規程の届出手続に暇疵ある旨を申し出,調査を依頼

2.12 池内総務局長が茨木労働基準監督署・中務氏に電話

貴殿からは受理された規程の届出文書を返還されると言われているが,もしそのようにされるのであれば,理由を付して書面で返送されたい旨を伝えた。

来る2月18日(月)10:00に訪問のうえ、状況の説明をし、  
相談したい。

2001.12.14 茨木労働基準監督署中務調査官から池内総務局長に電話あり  
・12.5にEWA・山下、阪神地区非常勤講師組合・福田の2名が来訪し関西大  
学非常勤講師雇用規程は労基法90条違反だと言ってきた。

この間、2、3回電話でのやり取りがあった。

2001.12.16 大阪教育合同労働組合が茨木労働基準監督署を訪問(EWAホ  
-ムペ-ジより)  
・就業規則届出手続につき、関西大学を指導するよう要請

2002.2.18 池内総務局長、五藤人事課長が茨木労働基準監督署を訪問  
関西大学から茨木労働基準監督署に次のような事項を説明した。  
これまでの就業規則の届出手続の経緯(「3組合の意見書を添付  
すればよい」との当時(昭和58年頃)の茨木労働基準監督署の  
担当監督官の指導の下にやってきたことであることなど)及びE  
WAとの団体交渉等の経緯(EWAからは大阪地方労働委員会へ  
の不当労働行為救済申し立てが行われ、現在対応中である)など  
を説明した。

特に、就業規則の変更手続きに係る「過半数代表者」等の考え方  
につき、大学のような組織(多くの非常勤講師等を擁する組織)  
の実態を踏まえた具体的な対応方法等につき行政指導を願いたい  
旨等を伝えた。

2002.2.21 茨木労働基準監督署・中務監督官が「就業規則変更届の不備返  
戻について」を持参・返戻

2002.3.20 大阪労働局職業安定課雇用保険課広田課長補佐他が来学  
[相手側]  
大阪労働局職業安定課雇用保険課広田課長補佐,他  
[本学側]

池内総務局長,五藤人事課長,中田・平野課長補佐

EWAの3名の特任外国語講師につき改めて加入させて欲しい旨要請あり。

3月末までに決着をつけたいと考えていたが,3月19日に予定されていた地労委の出頭が4月2日に変更された。地労委でのやり取りを踏まえて本学としての対応方法等を考えたいと思っている旨を伝えた。

3月末までに何らかの返事するよう努力する旨を伝えた。  
4月上旬に,広田氏からその後(3月20日以降)の状況確認のための電話があった。

2002.4.16 大阪労働局職業安定部雇用保険課広田課長補佐他来学

[相手側]

大阪労働局職業安定部雇用保険課 広田課長補佐

大阪労働局職業安定部雇用保険課 神吉雇用保険第一係長

淀川公共職業安定所 重森雇用保険適用課長

[本学側]

池内総務局長,五藤人事課長,中田・平野課長補佐

労働局から次の点について要望があった。

特任外国語講師3名については,できるだけ早く加入の届出をしてほしい。

4月末,または5月の連休明けには届出をお願いしたい。

2002.420 池内総務局長,五藤人事課長が茨木労働基準監督署(神田監督官)を訪問

2月21日に前任の中務監督官が,本学が提出した就業規則変更届につき,具体的な理由を聞いていたにもかかわらず,具体的な説明もなく突然に不備として返戻してきたことに抗議した。

「過半数代表者」の考え方につき意見交換した。

2002.4.30 池内総務局長,五藤人事課長が大阪労働局職業安定部雇用保険課を訪問

[相手側]

大阪労働局職業安定部雇用保険課 広田課長補佐

大阪労働局職業安定部雇用保険課 神吉雇用保険第一係長

[本学側]

池内総務局長,五藤人事課長

4月16日に来学されて以降の経緯等を説明した。

特任外国語講師3名に係る具体的な手続方法等について指導を仰いだ。

同 池内総務局長,五藤人事課長が茨木労働基準監督署(神田監督官)を訪問

2月21日付返戻された「就業規則変更届の不備返戻について」に対して,本学から茨木労働基準監督署長あて「意見書・質問書」を提出した。

2002.5.21 池内総務局長,五藤人事課長が大阪労働局職業安定部雇用保険課を訪問

4月30日に大阪労働局を訪問後の経過等を説明した。

近日中に3名の特任外国語講師に加入手続の案内を行うことにつき,指導を仰いだ。

(5) 上記 項目について

申立人ら主張の団交は,申立人ら側が「組合の要求を承諾しないなら,団交を打切る」と突然且つ一方的に意思表示して打切られたものである点留意されるべきであり,その後現在に至るまで申立人らからの団体交渉申入れはないのである。

因みに,申立人ら主張の雇用保険未加入の件は,被申立人のみならず殆ど

の私学において、法改正の経緯や政府との覚書(確約)等の事情を理由として現時点においても未加入状態にあるのが実情である点留意されるべきである。又、「大阪労働局からの文書による指導」も、その内容が上記未加入理由に配慮したもので、「指導」と評するよりも「依頼」と評すべきものである点留意されるべきである。

ところで、申立人ら主張の「雇用保険加入問題」は、申立人ら組合が大阪労働局に働きかけたがため、同労働局から上記「依頼」が被申立人に対しなされ、被申立人においてこれに対応せざるを得ない結果となったものであり、これにつき申立人ら主張の「協議」をする必要も、理由もないものといわなければならない。

更に、申立人ら主張の被申立人の対応は、上記のごとく、申立人らの大阪労働局への働きかけ、申立人ら主張の2名の確認申請、同労働局から被申立人への上記「依頼」、被申立人の文書送付といった経緯を経ていることから明白なごとく、いずれも申立人らの意思に込んでいる点留意されるべきである。

結局のところ、申立人らの主張は、上記のごとく自らが仕掛けた行動に対応しての被申立人の行動を否定していることになり、その主張自体失当といわなければならない。

因みに、申立人らは「従前の見解を変更する場合は団体交渉する合意があった」かのごとく主張するが、その事実は一切ない点留意されたい。

#### (6) 上記 項目について

この点に関する救済申立自体、「一定の結論に達するまで」との抽象的文言からも明らかなごとく趣旨不明であり、失当と評さなければならない。

もっとも、被申立人においては、上記「依頼」にもとづき対応した以外、働きかけたことはないし、又、その意思も一切ないこと周知のとおりである。

以 上